

豊島区会計年度任用職員（副校長補佐）募集要項

令和6年12月20日
豊島区教育委員会

豊島区教育委員会では、区立小・中学校において副校長補佐として勤務を希望される方の募集を行っております。興味のある方はぜひお問い合わせください。

※登録されても必ず採用されるとは限りませんので、ご承知おきください。
※年度途中の制度改正等により内容が変更となる場合があります。

1. 募集概要等

職 種	事務（副校長補佐）
職 務 内 容	副校長業務のうち服務管理、調査対応、外部対応（来客、電話）、その他雑多な事務の支援 ※副校長の業務を支援する職務です。副校長のほか、校長や他の教職員、外部機関、保護者等と各種連絡調整業務があります。
受 験 資 格	次の要件をすべて満たすこと (1) 学校管理職、教員、学校事務職員等の学校における勤務経験のある者 (2) 文書作成・図表作成等のパソコン操作ができる者(学校評価集計・表・グラフ等作成、研究発表会等資料準備補助に係るプレゼンテーション作成・調査分析・グラフ作成等)
任 期	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
条件付採用期間	原則1か月 ※1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまでは条件付採用期間が引き継がれます。 ※任用の都度、条件付採用期間があります。
勤 務 時 間	原則として月曜日から金曜日までのうち、1日5時間、月16日程度 ※勤務の曜日・各月の日数は、時期・学校によって異なります。
採用予定人数	1名
勤 務 予 定 先	区立小中学校

2. 報酬等（令和6年11月現在）

報酬・手当	月額約139,300円（週20時間勤務した場合） 期末手当等の支給あり（一定の要件を満たす場合） ※その他、通勤手当に相当する費用弁償あり
休暇等	年次有給休暇、夏季休暇、公民権行使等休暇、育児時間、災害休暇、病気休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、生理休暇等 ※一部、勤務要件を満たす必要がある場合があります。
社会保険の適用	各法令に規定されている加入要件を満たすと、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入する必要があります。

3. 選考方法

内 容	（1）書類選考（2）面接 欠員発生時に、書類選考に合格した方へ直接連絡をとり、日時等調整のうえ、面接試験を行います。 ※登録された方全員が選考対象となる訳ではございませんので、ご注意ください。
結 果 通 知	面接試験後、担当よりご連絡いたします。

4. 応募方法

申 込 手 続 き	豊島区会計年度任用採用選考申込書（区ホームページからダウンロード可）を、郵送または持参してください。
申 込 先	豊島区教育委員会 指導課 教育人事グループ（区役所7階） 〒171-8422 豊島区南池袋2丁目45番1号
募 集 期 間	欠員発生時に、応募いただいた方の中から面接選考を行い、随時任用します。 【募集期間】 ① 令和7年4月1日任用を希望する場合 令和6年12月20日（金）から令和7年1月31日（金） ② 令和7年4月2日以降の任用を希望する場合 令和7年2月10日（月）以降 ※持参の場合は、平日9時～17時（12時～13時は除く）にお願いいたします。
注 意 事 項	・ 提出書類は返却いたしません。 ・ 黒または青のペンもしくはボールペンで記入してください。（熱等により文字が消えるインクを使用した筆記具で書かれた書類の受付は不可） ・ 郵送による申込の場合、普通郵便による事故の責任は負いません。 （配達日が特定できないものについては、締切後の受付は一切いたしません）

	ん。) ・郵送により申込をする場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用選考申込」と朱書きしてください。 ・豊島区会計年度任用採用選考申込書の個人情報については、試験及び手続に必要な範囲内で利用します。
--	--

5. 問い合わせ先

担 当 課	指導課教育人事グループ 電話：03-3981-8255（直通）
受 付 時 間	平日 9 時～ 1 7 時（1 2 時～ 1 3 時は除く）

【注 1】地方公務員法第 1 6 条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

（地方公務員法第 16 条の欠格条項）

- （1） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2） 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- （3） 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、
刑に処せられた者
- （4） 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張
する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【注 2】地方公務員法上の服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等）が適用され、一定の義務違反に対しては懲戒処分の対象となります。